令和６年度

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金

－ 雇用機会拡充支援事業 －

第１回公募要領

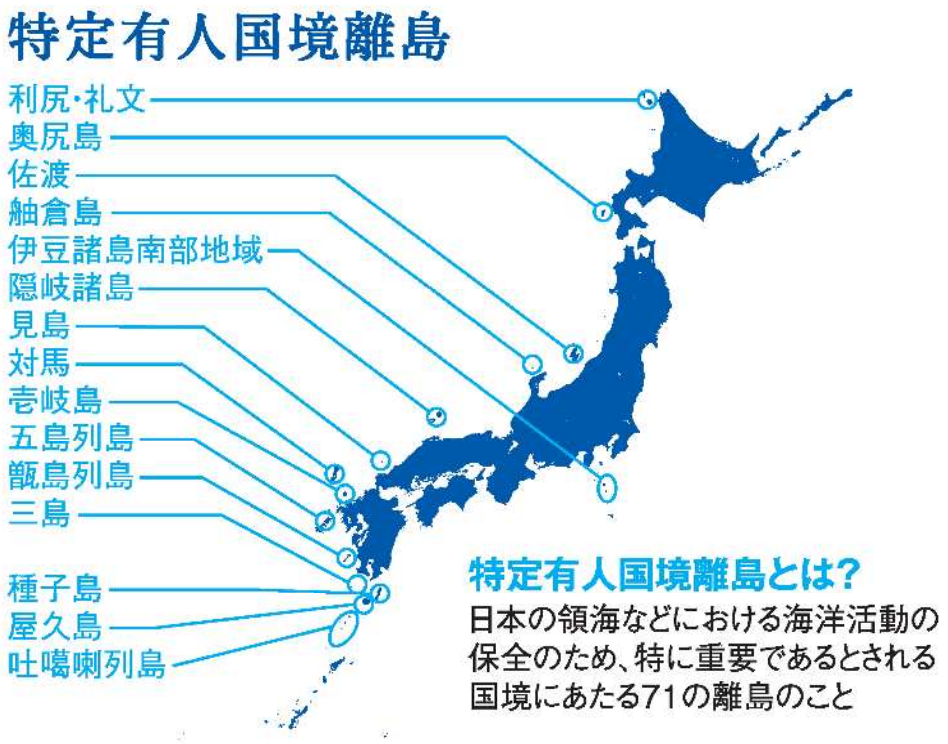

特定有人国境離島地域における民間事業者等の雇用拡大に伴う、創業・事業拡大等に必要な設備資金や運転資金を支援します。

令和５年１２月　長崎県対馬市

目　　次

１．事業目的　・・・　2
２．募集期間　・・・　2
３．補助対象者　・・・　2
４．事業に関する要件　・・・　3
５．雇用に関する要件　・・・　4
６．事業計画期間　・・・　5
７．補助対象経費　・・・　6
８．補助金の額等　・・・　7
９．事業計画書の作成　・・・　7
１０．審査選定　・・・　8
１１．事業実績報告の作成　・・・　11
１２．特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金　・・・　11
１３．応募手続き　・・・　12
１４．補助事業説明会及び提出書類事前審査会　・・・　12
１５．スケジュール　・・・　14

別表　雇用機会拡充支援事業の対象経費　・・・　15
提出書類一覧　・・・　17
別記様式１　対馬市雇用機会拡充支援事業申請書　・・・　19
様式第２号　事業計画書　・・・　20
様式第３号　収支予算書　・・・　31
様式第６号　対馬市雇用機会拡充支援事業実施状況報告書・　32
事業計画書記載要領　・・・　36

１．事業目的

雇用機会拡充支援事業は、対馬市内における持続的な居住が可能となる環境の整備を図ることを目的として、創業又は雇用増を伴う事業拡大を行う民間事業者等に対してその事業資金の一部を補助することにより、対馬市内における雇用機会の拡充を図ろうとするものです。

２．募集期間

令和５年１２月４日（月）～令和６年１月１９日（金）１５時

※ 書類の必着期日になりますのでご注意ください。

３．補助対象者

事業実施者は、対価を得て事業を営む個人又は法人であって、次の各号のいずれかに該当するものとします。

① 対馬市内において**創業する者**（事業を承継する者を含む。）

② 対馬市内の事業所において**事業拡大を行う者**

③ 主として対馬市内の商品、サービス等の販売を目的として対馬市以外の地域において創業する者

雇用機会拡充支援事業の実施者は、公序良俗に問題のある業種を除き、業種による制限はありません。但し、公的資金の交付先として、社会通念上適切と認められる者である必要があります。

創業とは、

- 個人開業若しくは会社等を設立し、新たに事業を開始すること（新規創業）
- 既に事業を営んでいる者から事業を引き継ぎ、新たに事業を開始すること（事業承継による創業）※設備投資等を行って付加価値を向上させることが必要

事業拡大とは、

- 既に事業を営んでいる者が、生産能力の拡大、商品・サービスの付加価値向上等を図るために雇用拡大、設備投資等を行うこと

４．事業に関する要件

雇用機会拡充支援事業を実施する者は、以下の要件を満たす必要があります。

① 雇用創出効果が見込まれる創業又は事業拡大であること。具体的には、それぞれの場合に応じて、以下の要件を満たすことが必要です。

（ア）創業の場合、補助金等による助成終了後においても**当該事業が継続又は拡大すると見込まれるもの**

（イ）事業拡大の場合、売上高の増加又は付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）の増加を伴う事業拡大であって、計画期間内にその事業拡大のために新たに従業員を雇用し、**補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれるもの**

（ウ）対馬市以外の地域において創業する場合、計画期間内に当該事業者と直接取引のある特定有人国境離島地域の産品、サービスの生産者等の売上高の増加又は付加価値額の増加及び従業員の新たな雇用に寄与し、**補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれるもの**

② 本事業終了後に売上高の増加又は付加価値額の増加が図られる可能性が極めて高い事業性を有するものであること。

③ 創業又は事業拡大に要する事業資金について、自己資金又は金融機関からの資金調達が十分に見込まれること。

（※留意事項）

- ビジネスベースで成立する事業に対して補助を行うものであり、交付金を充当してどのように対価を得て事業を営むか（ビジネスモデル）が不明確な単なる施設改修、設備費等は対象外となります。地方公共団体が実施すべき事業や、行政からの補助金、助成金、業務委託等によって業務を行う事業は対象外です。
- 事業採択日以降の創業又は事業拡大が交付対象事業となります。
- 同一の事業者が複数の申請をすることはできません。

５．雇用に関する要件

雇用機会拡充支援事業は、対馬島内における雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う事業者への支援を行うものです。雇用に関する要件については、以下のとおりです。

① 計画期間中に一週間の所定労働時間が 20 時間以上の従業員を新たに雇用し、計画期間終了後もその雇用を継続して頂く必要があります。（所定労働時間が週 20 時間以上の**常用雇用者**※を雇用人数の最小単位として計算して下さい。これ未満の雇用者は、１名とカウントしません。）

※常用雇用とは、事業所に常時雇用されている人をいいます。期間を定めずに雇用されている人又は１か月を超える期間を定めて雇用されている人をいいます。

② 冬季間に閉業する宿泊施設など季節要因等による閉業期間がある場合には、その期間は雇用を継続すべき期間から除くことができます。

③ 事業採択日以前に雇用した従業員は、「新たに雇用した者」には該当しません。

④ 雇用した者が退職等となった場合については、ハローワークへの求人等により速やかに別の者を雇用する必要があります。

⑤ 雇用機会拡充支援事業は、地域社会を維持することを目的としていますので、事業期間終了後も継続して雇用することが求められます。**事業終了後に、雇用した者を直ちに解雇、雇い止め等するような計画にあっては、雇用機会拡充支援事業の対象となりませんのでご留意ください。**

※なお、補助金による助成終了後も、雇用が継続しているかどうか確認するため、賃金台帳の確認、雇用保険加入状況の確認、業務日誌等の確認により、ヒアリング（現地調査）を行います。

６．事業計画期間

雇用機会拡充支援事業の事業計画期間は、**原則１年間**です。

ただし、対馬市では、事業の計画期間が１年間を超える以下の類型に該当する事業を実施しようとする場合については、地域社会維持にとって特に重要であると認めることから、最長で５年間の事業計画の申請を受け付けることとしています。

なお、複数年の事業計画申請が受け付けられた場合であっても、採択の可否は年度ごとに判断することとなりますのでご注意ください。

（１）　対馬市が特に重要であると認める事業は以下のとおりです。

①　島内の経済又は雇用を特に拡大させる効果があり、国が定める基本方針の記載内容（島と国内外との間で人が交流し、モノ・カネの対流と島内経済の拡大を生み出すような事業。例えば、島の産品のブランド化・販路拡大・付加価値向上、地域商社機能の創出、島全体の人材確保・派遣機能の創出、宿泊施設の魅力向上・協業化、シェアリングエコノミーの導入、DMO 機能の創出、外国人旅行客の呼び込み等）に合致する事業

②　長崎県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画に掲げる基本的方針、具体的取組に合致する事業であり、重要業績評価指標及び成果目標の達成に大きく寄与すると認められる事業

（※留意事項）

複数年申請の場合、補助上限の１，２００万円を計上できるのは、計画期間中の１カ年に限ります。

また２年目以降の補助金申請について、**事業実施者による事業が次に掲げる事由に該当する場合は、以降の補助金が交付できません。**

①　**申請者の対馬市内の事業所全体における雇用者数が、補助金交付決定日における雇用者数を下回っている場合**

②　**計画期間内に新たに雇用する従業員の人数が、「計画年数×1 人以上」でない場合**　　例）計画期間が３年の場合⇒３名以上

③　上記（１）①及び②のいずれの要件も満たす見込みがない場合

④　補助金交付決定日が属する年度における当該事業による収入額（補助金等収入を除く）が必要経費（売上原価、販売費、一般管理費その他税法上必要経費

として算入できる経費をいう。）を上回って黒字となる場合

７．補助対象経費

雇用機会拡充事業の補助対象経費は、別表（P15～P16）のとおりです。補助対象経費は、事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるものに限ります。また、支出を行うに当たっては、以下に留意してください。

① 事業を実施する上で必要不可欠なものに限定して下さい。※２万円未満の物品費は不可

② 事業採択日以前に契約や支出した経費は、補助対象経費に含めることはできません。

③ 単なる老朽化した施設や設備の更新等は対象となりません。

④ 土地・建物の取得（中古を含む）及び使途・必要性が明確でない経費は対象となりません。

⑤ 短期間しか使用しないもの等、レンタル等で対応する方が合理的であると考えられるものは設備の設置・購入ではなく、リース・レンタルで対応して下さい。

⑥ 国や地方公共団体等の他の補助事業により補助対象となっている経費については対象となりません。

⑦ 汎用性が高く、拡大事業のみに利用することの確認が困難なパソコンや単なる社用車両等の購入経費は、原則補助対象となりません。

（共通事項：原則、直接事業に関わる経費しか対象になりません。不要（過剰）な改修や設備、経費は認められません。その為、必ず見積明細等内容が明確にわかる書類が必要となります。）

８．補助金の額等

補助対象となる事業費は事業計画期間１年間あたり、下表の左欄の区分毎に応じ、右欄の額となります。事業実施者は、補助対象事業費の４分の１以上の額は自己負担する必要がありますので、ご留意ください。

区　　分	補助率（補助金上限額）
創　　業	補助対象経費の 4 分の 3（上限 450 万円）
事業拡大	補助対象経費の 4 分の 3（上限 1,200 万円）
事業拡大（複数年）※1	補助対象経費の 4 分の 3（上限 900 万円） ※計画期間中 1 ヵ年のみ（上限 1,200 万円）
改修費等を伴わない事業拡大※2	補助対象経費の 4 分の 3（上限 900 万円）

※１　1 年を超える計画期間の認定を受けた場合、改修費等を伴う年度が複数あった場合は、計画期間中の 1 ヵ年に限り上限 1,200 万円を適用できる。（その他の年度は上限 900 万円。）
※２　設備投資費改修費を経費に計上しないものを指します。

９．事業計画書の作成

事業実施者は、事業計画書（様式第 2 号、P20～Ｐ29）に事業内容や資金計画などを記載するとともに、以下の内容について記載して提出して下さい。

１）業績評価指標の設定

本事業では、事業の効果を測り、早期の自立化を促す観点から、補助金交付決定後３年後まで（これより長い計画期間で事業を実施する事業については、計画期間の終期まで）以下のいずれかの項目を業績評価指標として設定の上、成果目標を定めて計画を作成して頂きます。

① 付加価値額（営業利益､人件費､減価償却費の合計額）

② 経常利益（営業利益及び営業外利益の和から営業外費用を控除したもの）

③ 売上高

２）長崎県計画との整合（対馬市ホームページに掲載）

長崎県では、特定有人国境離島地域における地域社会の維持を目的として、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別

措置法（平成 28 年法律第 33 号）第４条に規定する国の基本方針に基づき、同法第 10 条に規定する長崎県計画を策定しています。この計画には、地域における雇用機会の拡充を図るための施策について記載されますので、申請する事業内容について計画と整合する部分について、事業計画書に記載する必要があります。

３）補助対象経費の算定

補助対象となる事業費は年度ごとに算定を行います。そのため、事業全体に係る資金計画のほか、事業計画書の「３　当該年度に係る経費明細書」には申請を行う年度に係る補助対象経費のみを記載して下さい。

１０．審査選定

応募者からの事業計画等の提出書類（「１３．応募手続き」参照）の申請を受けて、「４．事業の要件」「５．雇用に関する要件」に関する適合性について事前審査を行った上で、対馬市において審査会を開催し、雇用創出効果が高く、かつ、事業性、成長性、継続性が見込まれるかどうかを審査し、最終的に市長が事業採択を行います。審査は、以下の観点から審査を行い、採択の可否を書面で通知します。

① 雇用創出効果

事業計画に記載された雇用が確実に確保される見込みがあるとともに、事業計画期間終了後も、継続して雇用がなされ、さらに拡大していく見込みがあること。また、事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。

② 事業性、成長性、継続性の判断

ア）ターゲットとする顧客や市場が明確で、商品、サービス、又はそれらの提供方法に対するニーズを的確に捉えており、事業全体の収益性の見通しについて、より妥当性・信頼性があること。

イ）商品やサービスのコンセプト及びその具体化までの手法やプロセスが明確と

なっていること。事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。販売先等の事業パートナーが明確になっていること。

ウ）補助金による助成期間終了後も事業が継続され、売上高、付加価値額、経常利益が増加していく蓋然性が高いこと。補助金による経費負担がなくなると、事業継続や生産能力の維持ができないような事業ではないこと。

③ 雇用機会拡充事業の趣旨への合致

審査にあたっては、本事業の趣旨に合致するような事業であるかどうかについて、次のア）からオ）に掲げる基準を踏まえて行います。

ア）島外の需要を取り込み、島内の経済及び雇用を拡大させる事業であること（代表的な例：島を代表する産品のブランド化、販路拡大、付加価値向上及び流通効率化を図るもの、観光客が利用する施設のサービスの改善を図るものなど、主に島外の顧客を対象にして商品又はサービスを提供するもの）

イ）離島地域であることによって生じている島内の生活や産業にとって必要不可欠な商品又はサービスの提供を受けることに関する条件不利性を改善する事業であること

ウ）特定有人国境離島地域以外の地域から事業所を移転して行う事業、特定有人国境離島地域以外の地域から移住して創業する事業など、島への転入者数の増加に直接的に効果があることが明確な事業であること

エ）島外から人材を一元的に募集・確保して島内で不足する働き手として活用したり、業種ごとの繁閑期に応じてマルチワーカーとして働くことができる環境を創出したりする等、島内に働き手を呼び込み、又は安定的な雇用を創出する効果があること

オ）宿泊施設や飲食店等において、施設の多言語対応や無料公衆無線ＬＡＮ（Wi-Fi）整備、外国人向けメニュー開発を行うなど、訪日外国人旅行者の受入環境整備を伴う事業であること

（※留意事項）

事業の採択に当たっては上記の審査基準に加え、雇用機会拡充事業の趣旨に合致しない以下のような事業については採択しないこととしておりますので、申請に当たってはご注意ください。

ア）これまでの事業で支出していた経費の肩代わり、単なる老朽化設備・施設の更新・改修費、元々採用が予定されていた者の人件費など、創業・事業拡大と支出経費の因果関係が明確に説明できない経費が計上されている事業

イ）主に島内の顧客を対象にして商品又はサービスを提供する事業であって、島内の同業他社との差別化を図ることが難しい商品又はサービスに係る事業であって、その者のみを支援すると同業他者との競争関係を歪めかねないもの

ウ）短期的な需要や官公需を当て込んだ事業

エ）どのように対価を得て事業を営むか不明確な事業、主に行政からの補助金、業務委託等によって業務を行う事業

オ）他の補助金で実施した方が明らかに適切であると思われる事業

④ 資金調達の見込み

事業を進めるにあたっては、必要な事業資金が確保されている必要があります。自己資金相当額に加えて、補助金が交付されるまでの事業資金についても十分に調達が見込まれていることが必要です。

事業計画書の「２　事業内容」の資金計画の補助金交付相当額の手当手法については確実に記載してください。

１１．事業実績報告の作成

採択された事業実施者は、事業実施期間を含めて３年間（これより長い計画期間で事業を実施する事業については、当該計画期間の終期まで）の事業実施状況につて事業実施状況報告書（様式第６号、P32）に記載し、報告する必要があります。

１２．特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金

雇用機会拡充事業に採択された場合、補助金が実際に支払われるのは、設備等の設置を確認した後の精算払いになります。それまでの間は、自己資金にて事業を実施する必要がありますので、十分にご留意下さい。

国（内閣府）では、本補助金と併せて、別途、特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給事業を実施しており、指定金融機関から無利子（低利）融資（最長５年間（元金据え置きあり）、融資上限額７，２００万円）が受けられる可能性があります。対馬市内で本制度を活用できる金融機関は、以下のとおりですので、ご利用を検討される方はお問い合わせください。

・（株）十八親和銀行　・対馬農業協同組合

１３．応募手続き

雇用機会拡充支援事業の応募に必要な提出書類や手続きは以下のとおりです。

（１）提出書類

・P17【提出書類一覧】を参照ください。

・様式については、対馬市ホームページに掲載しています。URL：bit.ly/tsm-list

（２）お問い合わせ先及び応募書類の提出先

〒817-8510　長崎県対馬市厳原町国分 1441 番地　対馬市役所　所管課

（所管課は、業種に応じ下表のとおりです）

・所管課が不明な場合は、しまの力創生課へご相談ください。

業種	所管課	担当者	連絡先/0920-53-6111
観光、商工、旅館業等	観光商工課	森山	asightseeing@city-tsushima.jp
農業・畜産業・林業等	農林しいたけ課	洲河・糸瀬	t_nourin@city-tsushima.jp
漁業等	水産課	田口	suisan1@city-tsushima.jp
有害鳥獣等活用事業	自然共生課	大川	kankyo@city-tsushima.jp
その他	しまの力創生課	朝鍋・内山	miraisousei@city-tsushima.jp

（３）提出期限

令和６年１月１９日（金）１５時　必着

※持参又は郵送により提出。**ただし、書類に不備がある場合は受付できません。**

１４．補助事業説明会及び提出書類事前審査会

補助事業に関する説明会及び提出書類の事前審査会を、以下のとおり開催いたします。

提出書類事前審査会は提出書類に不備がないかを事前に確認させていただくために開催するものです。**提出書類に不備があった場合は、受付できませんので必ずご参加ください。**なお、都合により参加できない場合は、個別に対応させていただきますので事前に所管課にご連絡のうえ、ご来庁ください。

○補助事業説明会

【厳原会場】

開催日：令和５年１２月４日（月）

場　所：対馬市役所 別館大会議室　１４：００～１６：００

【豊玉・上対馬会場】

開催日：令和５年１２月５日（火）

場　所：豊玉地区公民館 視聴覚室　１０：００～１２：００

上対馬地区公民館 第１・第２研修室　１４：００～１６：００

【島外事業者説明会：福岡会場】

開催日：令和５年１２月７日（木）

場　所：福岡市アクロス福岡（608 会議室）　１４：００～１７：３０

○提出書類事前審査会

応募される事業者は、**必ず書類の事前審査を受けてください。**

事前審査を受けず書類の不備があった場合は、受付できませんので十分ご注意ください。

日　時：　令和６年１月１０日（水）・１月１１日（木）

会　場：　対馬市役所 別館大会議室（控室は別館第２会議室）

時　間：　１０：００～１７：００（１申請者６０分程度）

※事前に希望の時間帯をしまの力創生課にご連絡ください。(先着順で決定します)

※参加の際は、チェックのため提出書類一式のコピーを２部ご用意ください。

○補助金審査委員会

プレゼン方式（説明５分、質疑１５分）の審査委員会を下記のとおり開催します。

日　時：令和６年２月１５日（木）～１６日（金）※申請件数により１日となる場合もあり

会　場：対馬市役所 別館大会議室（控室は別館第１会議室）

時　間：１０：００～１７：００（予定）

備　考：審査順（時間帯）の指定はできません。

日時については予定ですので、変更する場合があります。

１５．スケジュール

時　期	対　馬　市	事　業　者
１２月４日（月） １２月５日（火） １２月７日（木） （島外及びオンライン）	補助事業説明会	
	↓	← 質問等
１２月４日（月）	応募開始	
	↓	
令和６年１月１０日（水） １月１１日（木）	書類事前審査会	
	↓	← 書類提出
１月１９日（金）※厳守	応募締切	
２月１５日（木）～１６日（金）	審査委員会開催 **※予定**	
２月末～３月中旬	**内閣府および長崎県からの疑義、指摘への対応**	
３月末	長崎県から内示	
４月１日（予定）	**交付決定** →	**事業開始**
		↓
翌年３月上旬	実績報告事前審査	
		↓
令和７年３月３１日(月)		事業完了期限
令和７年３月３１日 ※厳守※	実績報告内容検査 ←	実績報告書提出
	額の確定通知 ↘	
４月上旬	補助金支払 ←	補助金請求

※４月１日以降の交付決定日から３月３１日までの事業について実績の報告をしていただき、額の確定、補助金の支払いを行います。

別表　雇用機会拡充支援事業の対象経費

対象経費	経費内容
設備費、システム費 **（これらに係る減価償却費を含む）**	・創業又は事業拡大に必要な機械、装置、器具、備品その他の設備の設置・購入費、リース・レンタル費（設置、据付工事を含む） ・上記設備を格納する簡易な倉庫、納屋等の工事費 ・上記設備導入に伴って必要となる解体・処分費用 ・創業又は事業拡大に必要なソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用・利用に要する経費 ・上記に係る減価償却費 注）中古品については、価格設定の適正性が明確なものに限ります。 注）単なる老朽化設備・施設の更新は対象になりません。 注）土地・建物（中古を含む）の取得、使途・必要性が明確でない経費は対象になりません。
改修費 **（これに係る減価償却費を含む）**	・創業又は事業拡大に供する建物および建物附属設備の改修費（増築や改築を含む）であって、建物と住居等が明確に分かれているものに限る。 ・上記に係る減価償却費 注）土地・建物（中古を含む）の取得、及び使途・必要性が明確でない経費は対象外
広告宣伝費	・創業又は事業拡大に係る広告掲載費、ホームページ、パンフレット、ＤＭ製作・配布・郵送費 ・創業又は事業拡大に係る商品の販路拡大、プロモーション、マーケティング等の販売促進費（調査費、出店料、外注費、専門家等への謝金、旅費等） ・創業又は事業拡大のために新たに雇用する従業員の求人・選考に係る費用（求人広告の掲載、求職者向けセミナー・会社説明会への出展費用、事業者が負担した被選考者の交通及び宿泊費等）

店舗等借入費	・創業又は事業拡大のために新たに借り入れる場合の事務所・事業所の賃料、店舗（物販店舗、飲食店等）のテナント料（店舗と住居等が明確に分かれているものに限る。）
人件費	・創業又は事業拡大に必要な従業員の給与、賃金（事業拡大の場合には、新たに雇用する者に係るものに限る。） ・創業・事業拡大に伴って新たに雇用するパート・アルバイトの賃金（事業拡大の場合には、事業拡大に伴って新たに雇用する者に限る。） ・給与・賃金は１人あたり常勤雇用の場合は、月額 35 万円、非常勤雇用の場合は、月額 20 万円、パート・アルバイトは日額８千円/人を上限とする。 注）代表者、役員（創業者、雇用主等）及びその親族（生計を一にする三親等以内）に対する人件費は対象となりません。
研究開発費	・創業又は事業拡大に係る商品又はサービスの研究開発に係る経費（市場調査費、試作品の製作費、委託・外注費、専門家等へ謝金、旅費等）
島外からの事業所移転費	・対馬市外から対馬市への事業所移転・引越し経費、従前の事業所の原状回復費その他移転にかかる諸経費
従業員の教育訓練経費	・従業員（創業の場合、本人も含む）の資格取得・研修・講習受講にかかる経費（対馬市で取得できないもので、創業又は事業拡大に直接必要なものに限る。） 注）求職者の人材育成にかかる経費や、創業・事業拡大に伴わない教育訓練費は対象になりません。
感染防止対策費	・新型コロナウイルス感染症その他の感染症にかかる感染防止対策に必要な経費

【提出書類一覧】※不足書類がある場合は、受付できません。

提出書類は、<u>全てＡ４サイズの用紙で提出</u>することとし、Ａ４サイズ未満の住民票等は、Ａ４サイズのコピー用紙に貼り付けて提出すること。

申　請　書　類	部数
１．対馬市雇用機会拡充支援事業申請書（別記様式 1、P19）	1 部
２．事業計画書（様式第 2 号、P20）	1 部
３．収支予算書（様式第 3 号、P31）	1 部
４．上記１～３を記録した電子媒体	**1 式**
５．対馬市税納税証明書（未納がない証明）	**1 部**
６．長崎県税納税証明書（未納がない証明）	**1 部**

添　付　書　類		部数
創業	（１）住民票 （２）開業届又は履歴事項全部証明書 （交付決定後に提出すること） （３）補助対象経費に係る見積書等 **（４）業績評価指標の達成計画に係る費用・収入の詳細資料** （５）その他必要と認めるもの（※次頁参照）	各 1 部
事業拡大	【個人事業主の場合】 （１）住民票 （２）直近の確定申告書一式（税務署受付印のあるもの。ただし、電子申告の場合は、申告書控え一式） （３）補助対象経費に係る見積書等 **（４）業績評価指標の達成計画に係る費用・収入の詳細資料** （５）労働者名簿の写し（厚生労働省 HP 参照） （６）その他必要と認めるもの（※次頁参照） 【法人の場合】 （１）履歴事項全部証明書 （２）直近の確定申告書一式（税務署受付印のあるもの。ただし、電子申告の場合は、申告書控え一式） （３）直近の貸借対照表及び損益計算書。ただし、特定非営利活動法人等の場合は貸借対照表及び事業報告書 （４）補助対象経費に係る見積書等 **（５）業績評価指標の達成計画に係る費用・収入の詳細資料** （６）労働者名簿の写し（厚生労働省 HP 参照） （７）その他必要と認めるもの（※次頁参照）	各 1 部

所定様式掲載ページ URL　⇒　bit.ly/tsm-list

添付書類のうち、その他必要と認めるものは下表のとおり

全申請者共通	a）事業実施予定地の位置図 b）**対馬市内の事業所に係る体制図**（申請時点のもの） ・ 申請時点の体制図に「●● ●●（令和●年度雇用予定者）」と追記するなど、本事業により創出する雇用者がどの部門に従事するかがわかるようにしてください。
以降、左欄の補助対象経費を計上する申請者については右欄もの	
設備費、システム費	c）その設備及びシステムの仕様がわかるもの（パンフレットやカタログ等） d）簡易な倉庫、納屋の工事費がある場合は図面および位置図
改修費	e）改修する建物等の現況写真 f）改修内容がわかるもの（図面や、仕様書等） g）賃貸物件を改修する場合は、建物所有者の同意が確認できる書面
広告宣伝費	h）媒体、目的、ターゲット、想定される効果、必要性の説明資料
店舗等借入費	i）賃借予定物件の位置図、間取り図、外観写真
人件費	・特になし
研究開発費	j）目的、内容、想定される効果等の説明資料
島外からの事務所移転費	k）移転前の事務所の位置図及び現況写真（外観、内観） l）移転前の事務所に係る賃貸借契約書の写し（自己所有の場合は、その建物の登記簿謄本）
従業員の教育訓練費	m）**目的、内容、その必要性の説明資料**
感染防止対策費	n）現状の感染防止対策の概要資料

別記様式１

年　　月　　日

対馬市長　　様

申請者　住 所

氏 名

年度対馬市雇用機会拡充支援事業申請書

対馬市雇用機会拡充支援事業に係る事業を実施したいので、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

１．関係書類　事業計画書（様式第２号）

収支予算書（様式第３号）

添付書類　一式

様式第２号（第７条関係）

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金／雇用機会拡充支援事業
事業計画書

記入日：　　年　月　日

１．申請者概要（※1）

<table>
<tr><td>ふりがな
事業者名</td><td></td><td>区　分</td><td>□法人　□個人</td></tr>
<tr><td>ふりがな
代表者氏名</td><td></td><td>生年月日</td><td>年　月　日（　　歳）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所在地</td><td rowspan="2">〒</td><td>TEL</td><td></td></tr>
<tr><td>FAX</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">担当者連絡先</td><td colspan="3">（氏名）　　（E-mail）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（TEL）　　（FAX）</td></tr>
<tr><td>現在行っている事業の概要（※2）</td><td colspan="3">設立（創業）：　年　月　日
事業の概要：</td></tr>
<tr><td>資本金又は出資金（※2）</td><td>千円</td><td>事業者全体の雇用者数（週 20 時間以上勤務する雇用者数、役員を含む）（※2）</td><td>人</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>うち、特定有人国境離島地域全体における雇用者数</td><td>人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">職歴（※3）</td><td colspan="3">年　月</td></tr>
<tr><td colspan="3">年　月</td></tr>
<tr><td colspan="3">年　月</td></tr>
<tr><td rowspan="3">過去の申請の有無</td><td colspan="3">□ 今回初めて雇用機会拡充事業に申請する</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 現在、雇用機会拡充事業を実施中である（　年度目）</td></tr>
<tr><td colspan="3">□ 過去に雇用機会拡充事業を実施したことがある</td></tr>
</table>

（※1）事業計画書提出時点の情報を記載してください。

（※2）「2. 雇用機会拡充事業に係る事業概要」の「申請区分」が「創業」の場合等、事業計画書提出時に事業を行っていない場合は記載不要です。

（※3）「2. 雇用機会拡充事業に係る事業概要」の「申請区分」が「事業拡大」の場合、記載不要です。

雇用機会拡充事業に係る事業概要

申請区分	□創業　□事業拡大　□特定有人国境離島地域外の創業	
事業計画期間（※1）	（事業開始日）　年　月　日　～　（事業終了日）　年　月　日	
雇用創出人数（※2）	事業計画期間内に、新たに雇用する予定の人数（週20時間以上勤務する雇用者）	人
該当する選定基準（※3）	□ア　島外の需要を取り込み、島内の経済及び雇用を拡大させる事業である	
	□イ　離島地域であることによって生じている島内の生活や産業にとって必要不可欠な商品又はサービスの提供を受けることに関する条件不利性を改善する事業である	
	□ウ　特定有人国境離島地域以外からの地域から事業所を移転して行う事業、特定有人国境離島地域以外の地域から移住して創業する事業など、島への転入者数の増加に直接的に効果があることが明確な事業である	
	□エ　島外から人材を一元的に募集・確保して島内で不足する働き手として活用したり、業種ごとの繁閑期に応じてマルチワーカーとして働くことができる環境を創出したりする等、島内に働き手を呼び込み、又は安定的な雇用を創出する効果がある	
	□オ　宿泊施設や飲食店等において、施設の多言語対応や無料公衆無線 LAN（wi-fi）整備、外国人向けメニュー開発を行うなど、訪日外国人旅行者の受け入れ環境整備を伴う事業である	
事業概要（※4）	1．既存事業の概要（※申請区分が「創業」の場合は記入不要です。） 2．新たに拡大する事業の概要 事業所の場所 ・離島名： ・所在地： 事業概要等 ①事業名： ②事業概要 ③動機 ④事業性	

	⑤成長性 ⑥継続性 ⑦事業効果
事業内容と県計画との整合性、基本方針との関連性	

（※1）交付決定予定日から実績報告書提出予定日までの日付を記入してください。複数年度事業（年度を跨ぐものを含む）の場合、事業開始日は初年度の交付決定予定日を、事業終了日は最終年度の実績報告書提出予定日を記入してください。

（※2）申請区分が「創業」の場合で代表者が離島地域に居住する場合、代表者を人数に含めてください。

（※3）最も合致する基準項目を一つ選択してください。

（※4）申請区分が「事業拡大」の場合、既存事業と新たに拡大する事業の内容をそれぞれ明確に記入してください。

3.　___年度に係る交付対象経費明細（※1）

費　目	交付対象経費（単位：円）		経費の内訳
	（消費税込）	（消費税抜）	
(1) 設備費又はこれに係る減価償却費			
(2) 改修費又はこれに係る減価償却費			
(3) 広告宣伝費			
(4) 店舗等借入費			
(5) 人件費（※2）			
(6) 研究開発費			
(7) 島外からの事業所移転費			
(8) 従業員の教育訓練経費			
(9) 感染防止対策費			
合　計			

（※1）当該会計年度の経費を記入してください。複数年度事業（年度を跨ぐものを含む）の場合、事業計画期間における**全ての経費を会計年度ごとに作成すること**とし、次年度以降の交付対象経費については「7.事業計画期間に係る経費」に記入してください。

（※2）人件費の内訳は、「常勤雇用」「非常勤雇用」「パート・アルバイト」のいずれにあたるのかを明確にした上で積算金額（単価、人数、月数（日数）等）を記入してください。

４－１. 事業計画に係る資金計画（　年　月～　年　月）

<table>
<tr><th colspan="2">事業に必要な資金</th><th>金額（千円）</th><th>資金調達の方法</th><th>金額（千円）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">設備資金</td><td></td><td></td><td rowspan="5">(1) 自己資金

(2) 金融機関からの借入①

(3) その他（親族からの借入、本交付金以外の補助金等）

(4) 本交付金（補助金）
＜補助金交付までの手当＞
（自己資金
金融機関からの借入②
その他（親族からの借入等））</td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>（小　計）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">運転資金</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（小　計）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">合　計</td><td></td><td>合　計</td><td></td></tr>
</table>

（※）事業開始予定日から一年間程度の資金計画を記入してください。

（※）「事業に必要な資金」の合計額と「資金調達の方法」の合計額が一致するように記入してください。

（※）資金調達の方法に「金融機関からの借入」がある（予定している）場合、次頁「４－２. 金融機関からの借入金の調達状況」の該当する箇所にチェック（✔）してください。

（※）本事業実施にあたり、本交付金以外の補助金（国、都道県、市町村）の支給を受ける（予定）／受けている場合、「４－３. 他の補助金等の利用状況」を記入してください。

４－２．金融機関からの借入金の調達状況

■上記「(2) 金融機関からの借入①」に係る資金 【金額:　　千円】

✔	金融機関からの借入金に係る調達状況等
	既に調達済み（本事業の採択を前提に融資の確約を得ている場合を含む） 金融機関名：
	未調達（以下①～③の中から具体的な状況に✔をつけてください）
	① 本事業計画期間中に調達できる見込み（既に金融機関に相談しており、具体的に調達のめどが立っている） 金融機関名：
	② 本事業計画期間中に調達できる見込み（既に金融機関に相談しているが、まだ調達の目途は立っていない） 金融機関名：
	③ 将来的に調達する見込み（未だ金融機関に相談していない）
	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金を申し込む（予定）

■上記「(4) 本交付金(補助金)」の「金融機関からの借入②」に係る資金 【金額:　　千円】

✔	金融機関からの借入金に係る調達状況等
	既に調達済み（本事業の採択を前提に融資の確約を得ている場合を含む） 金融機関名：
	未調達（以下①～③の中から具体的な状況に✔をつけてください）
	① 本事業計画期間中に調達できる見込み（既に金融機関に相談しており、具体的に調達のめどが立っている） 金融機関名：
	② 本事業計画期間中に調達できる見込み（既に金融機関に相談しているが、まだ調達の目途は立っていない） 金融機関名：
	③ 将来的に調達する見込み（未だ金融機関に相談していない）
	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金を申し込む（予定）

（※）複数金融機関、あるいは同一金融機関から複数回融資を受ける場合は、それぞれの状況がわかるように記入してください。合計金額が「４．事業計画に係る資金計画」の「金融機関からの借入」金額と一致するように記入してください。

４－３. 本事業に係る他の補助金等の利用状況

国の補助金等<1>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年　月　日
国の補助金等<2>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年　月　日
都道県・市町村の補助金等<1>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年　月　日
都道県・市町村の補助金等<2>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年　月　日

5. 事業スケジュール

具体的な事業内容	
1年目 （　年度）	
2年目 （　年度）	
3年目 （　年度）	
4年目 （　年度）	
5年目 （　年度）	

（※）1年目は交付決定日から1年間程度の事業内容を記載してください（2年目以降も同様）。

（※）本交付金の事業計画期間が1年間であっても3年間の計画を策定してください。事業計画期間が3年を超える申請の場合は5年間の計画を策定してください。

6. 業績評価指標及び雇用達成計画

業績評価指標	事業実施にあたり、以下のいずれかの業績評価指標を設定（✔）してください。	
		① 付加価値額（営業利益、人件費、減価償却費の合計額）
		② 経常利益
		③ 売上高

（単位：千円）

業績評価指標達成計画（※）	直近年度 年 月～ 年 月期	1年度目 年 月～ 年 月期	2年度目 年 月～ 年 月期	3年度目 年 月～ 年 月期	4年度目 年 月～ 年 月期	5年度目 年 月～ 年 月期	6年度目 年 月～ 年 月期
① 付加価値額							
（営業利益）							
（人件費）							
（減価償却費）							
② 経常利益							
③ 売上高							

（※）上記「業績評価指標」で設定した指標（①～③のいずれか）について、数値目標を記入してください。なお、指標は補助金収入を除いた金額としてください。

雇用達成計画	直近年度 年４月～ 年３月末	1年度目 年４月～ 年３月末	2年度目 年４月～ 年３月末	3年度目 年４月～ 年３月末	4年度目 年４月～ 年３月末	5年度目 年４月～ 年３月末	6年度目 年４月～ 年３月末
特定有人国境離島地域全体における雇用者数	人	人	人	人	人	人	人
うち、雇用機会拡充事業における雇用者数	人	人	人	人	人	人	人

7. 事業計画期間に係る経費**※複数年度にわたる事業計画については、2年度目以降を記載**

（単位：千円）

	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目
設備費又はこれに係る減価償却費	（内訳）	（内訳）	（内訳）	（内訳）	（内訳）	（内訳）
（小　計）						
改修費又はこれに係る減価償却費	（内訳）	（内訳）	（内訳）	（内訳）	（内訳）	（内訳）
（小　計）						
その他						
合　計						

従業員の区分について

　従業員とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。
なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業員とする。

□個人業主
個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいう。

□無給の家族従業者
　個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める。

□有給役員
　有給役員とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、給与を受けている人をいう。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。

□常用雇用者
事業所に常時雇用されている人をいう。期間を定めずに雇用されている人若しくは１か月を超える期間を定めて雇用されている人をいう。

〇正社員・正職員：常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人をいう。
〇正社員・正職員以外：常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人以外で、嘱託、パートタイマー、アルバイト又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

□臨時雇用者
　１か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

□派遣従業者（別経営の事業所への派遣従業者）
　いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

事業分類については、総務省の経済センサスの産業分類一覧をご覧ください。
http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/bunrui.html

様式第３号（第７条、第１３条関係）

申請者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

収　支　予　算　（　精　算　）　書

（収入の部）　　（単位：円）

項　　目	予　算（精　算）額	摘　　要
自己資金		
金融機関等借入金		
市補助金		
その他		
合　　計		

※借入金の調達先が複数あるときは、金融機関等別に項目を分けて記入すること。

（支出の部）　　（単位：円）

項　　目	予　算（精　算）額			摘　　要
	補助対象経　費	補助対象外経　費	計	
設備費				
改修費				
広告宣伝費				
店舗等借入費				
人件費				
研究開発費				
島外からの事務所移転費				
従業員の教育訓練費				
感染防止対策費				
合　　計				

※費用が確認できる資料を添付（設備費・改修費等に係る見積書等）すること。

様式第６号（第１０条関係）

年　　月　　日

対馬市長　　様

＜報告者＞

事業所の所在地 (個人事業主にあっては住所)	
法人名・屋号	
代表者職・氏名 (個人事業主にあっては氏名)	㊞

年度対馬市雇用機会拡充支援事業実施状況報告書（　年目）

年度対馬市雇用機会拡充支援事業補助金にて実施した「（事業名）　　」について、対馬市雇用機会拡充支援事業補助金交付要綱第１０条第３項の規定により、昨年度の取組みを次のとおり報告します。

対馬市雇用機会拡充支援事業補助金　事業実施状況報告書

１．報告者

ふりがな 氏　名 （代表者職・氏名）		性別	□ 男 □ 女	生年月日 （年齢）	年　　月　　日（　　歳）
会社名				区分	□1. 法人 □2. 個人
連絡先住所等	〒　　-			ＴＥＬ	
				ＦＡＸ	
				E-mail	

２．事業内容

①事業スケジュール

実施時期	事業の実績
１年目	
２年目	
３年目	
４年目	
５年目	

事業計画書に記載した計画に対する実績を記載してください。

②業績評価指標の達成実績

（単位：千円）

	直近年 (　年　月～ 年　月期)	１年目 (　年　月～ 年　月期)	２年目 (　年　月～ 年　月期)	３年目 (　年　月～ 年　月期)	４年目 (　年　月～ 年　月期)	５年目 (　年　月～ 年　月期)
付加価値額 ※下記(　)の計						
（営業利益）						
（人件費）						
（減価償却費）						
経常利益						
売上高						

記載要領

・補助事業により拡大した事業についての金額を記載してください。

・法人の場合は決算期に基づく１年間、個人事業主の場合は暦年で期間を区切り、最初の補助金交付決定日が属する年を１年目として記載してください。

③雇用の達成実績

	直近年度 (　年４月 ～　年３月)	１年度目 (　年４月 ～　年３月)	２年度目 (　年４月 ～　年３月)	３年度目 (　年４月 ～　年３月)	４年度目 (　年４月 ～　年３月)	５年度目 (　年４月 ～　年３月)
特定有人国境離島地域全体における雇用者数	人	人	人	人	人	人
うち、雇用機会拡充事業における雇用者	人	人	人	人	人	人

記載要領

・１週間の所定労働時間が 20 時間以上の雇用者について、各期間の末日時点の人数を記載してください。

・期間は、法人、個人問わず国会計年度（4 月～3 月）で区切り、最初の補助金交付決定日が属する年を１年目として記載してください。

・対馬以外の特定有人国境離島地域に雇用者がいる場合は、内訳を記載してください。

記載例→

５人
（うち対馬２人、五島２人、壱岐１人）

3　経費明細表（実績見込み）

（単位：円）

費　目	補助対象経費		経費の内訳
	（消費税込）	（消費税抜）	
(1)設備費			
(2)改修費			
(3)広告宣伝費			
(4)店舗等借入費			
(5)人件費			
(6)研究開発費			
(7)島外からの事業所移転			
(8)従業員の教育訓練経費			
(9)感染防止対策費			
合計			

記載要領

・報告年度に補助事業期間がある事業者のみ、実績見込みを記載してください。報告年度の前年度までに補助事業期間が終了している場合は記載不要です。

記載要領（記載例）

様式第２号（第７条関係）

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金／雇用機会拡充支援事業
事業計画書

記入日：令和　Ｘ年 XX 月 XX 日

※以後元号記載とすること

１．申請者概要（※1）

ふりがな 事業者名	ゆうじんりとう 株式会社　有人離島	区　分	☑法人　□個人
ふりがな 代表者氏名	りとう　ゆうこ 離島　有子	生年月日	昭和●●年〇〇月××日（△△歳）
所在地	〒XXX-XXXX ●●県〇〇市××町△△番地	TEL	XXX- XXXX - XXXX
		FAX	XXX- XXXX - XXXX
担当者連絡先	（氏名）　海洋　一郎	（E-mail）　XXX@XXX.XX.XX	
	（TEL）　XXX- XXXX - XXXX	（FAX）　XXX- XXXX - XXXX	
現在行っている事業の概要（※2）	設立（創業）：平成 XX 年〇月、親から事業承継（平成 XY 年〇月、法人化） 事業の概要：●●県▲▲島にて、主に水産加工業を行っている。		
資本金又は出資金（※2）	5,000　千円	事業者全体の雇用者数（週 20 時間以上勤務する雇用者数、役員を含む）（※2）	7　人
		うち、特定有人国境離島地域全体における雇用者数	5　人 （五島市　3 人） （壱岐市　2 人）
職歴（※3）	令和●年●月　●●株式会社　代表取締役就任		
	令和●年●月　●●株式会社　役員就任		
	年　月		
過去の申請の有無	☑　今回初めて雇用機会拡		
	□　現在、雇用機会拡充支		
	□　過去に雇用機会拡充支		

対馬市以外にある事業所に雇用されている方を含む全ての雇用者を記入する。

五島市や壱岐市など、他の有人国境離島地域（P47　特定有人国境離島地域等一覧を参照）に営業所がある場合は、括弧書きで地域ごとの人数を記入する。複数年度事業の継続要件である事業所全体の判断はここの数値で行う。

（※1）　事業計画書提出時点の情報を記載してください。

（※2）「2．雇用機会拡充支援事業に係る事業概要」の「申請区分」が「創業」の場合等、事業計画書提出時に事業を行っていない場合は記載不要です。

（※3）「2．雇用機会拡充支援事業に係る事業概要」の「申請区分」が「事業拡大」の場合、記載不要です。

2. 雇用機会拡充支援事業に係る事業概要

申請区分	□創業　☑事業拡大　□特定有人国境離島地域外の創業	
事業計画期間（※1）	（事業開始日） 令和 6年 4月 1日 ～ （事業終了日） 令和 7年 3月 31日	
雇用創出人数（※2）	事業計画期間内に、新たに雇用する予定の人数（週 20 時間以上勤務する雇用者数）	3 人 （壱岐市 1） （対馬市 2）
該当する選定基準（※3）	☑ア 島外の需要を取り込み、島内の経済及び雇用を拡大させる事業である	
	□イ 離島地域である可欠な商品又は する事業である	
	□ウ 特定有人国境離 特定有人国境離 の転入者数の増加に直接的に効果があることが明確な事業である	
	□エ 島外から人材を一元的に募集・確保して島内で不足する働き手として活用したり、業種ごとの繁閑期に応じてマルチワーカーとして働くことができる環境を創出したりする等、島内に働き手を呼び込み、又は安定的な雇用を創出する効果がある	
	□オ 宿泊施設や飲食店等において、施設の多言語対応や無料公衆無線 LAN（wi-fi）整備、外国人向けメニュー開発を行うなど、訪日外国人旅行者の受け入れ環境整備を伴う事業である	
事業概要（※4）	1. 既存事業の概要（※申請区分が「創業」の場合は記入不要です。） 平成 XX 年〇月に●●県▲▲島において家業の水産業を継ぎ、主に水産加工品を生産している。平成 XY 年〇月に株式会社化した。主に季節の干物等を生産しており、生産した製品については、島内向けの販売だけでなく、島のブランド品として島外のスーパー、百貨店等幅広く販売している。 2. 新たに拡大する事業の概要 事業所の場所 ・離島名：対馬 ・所在地：●●県＊＊市▲▲町□□番地 事業概要等 ①事業名 対馬産の水産加工品製造及び販路拡大事業 ②事業概要 水産加工品の生産量を拡大し、関東圏域の百貨店、スーパーへの販路拡大を行うため、現在、倉庫として保有している建物を作業場として活用できるよう改修を行う	

6. 業績評価指標及び雇用達成計画の数値（最終年次）とあわせて下さい。※創業の場合創業者を含む。ほかの特定有人国境離島地域においても雇用する場合、カッコ書きで内訳を記入する。

どのような事業拡大、新事業進出、創業かがわかる名称をつけて記載してください。名称の末尾は必ず「～事業」としてください。

とともに、生産ラインの増設のため●●機械の導入を行う。・・・・・

本補助金により行う改修や設備導入等の内容を記載してください。何を目的とした改修（もしくは設備導入、広告宣伝等）なのかがわかるように記載してください。

③動機

これまで、関東圏域での販路拡大を検討してきたが、資金調達等の課題が克服できず、事業拡大ができずにいた。今回の支援により、資金調達の道筋ができたことからこの機会に事業拡大を行いたい。・・・・

④事業性

現在、関東圏域を中心とした百貨店、スーパー等に出荷しており、年々顧客が増加し売り上げも伸びており、また、他店舗からも出品の相談も受けているが、消費者ニーズへの対応に遅れが出ることもある状況のため、生産ラインの増設により更なる顧客の確保及び売り上げの増加が見込まれる。・・・・

取引店舗数の推移　R3・・・〇〇店　R4・・・△△店　R5・・・□□店

（主な取引店の名称）◇◇◇百貨店、×××スーパー

売上高の推移　R3・・・〇〇〇千円　R4・・・△△△千円　R5・・・□□□千円

本補助金により設備投資等を行い拡大する（または新たに始める）事業について、その事業が成り立つと判断した根拠を記載してくだい。

⑤成長性

今後、〇〇県内の△△百貨店や□□県のスーパーとの取引を開始する予定。取扱量はそれぞれ×××の規模で考えている。また、製造ラインの増設により、製造部門で〇名、販路拡大部門で〇名の常用雇用を行う予定。・・・・・

生産量　R3・・・〇〇トン　R4・・・△△トン　R5・・・□□トン　R6・・・×××トン（予定）

取引店舗数　R3・・・〇〇店　R4・・・△△店　R5・・・□□店　R6・・・×××店（予定）

新規雇用計画　R6・・・〇人　R7・・・△人　R8・・・□人

本補助金により設備投資等を行い拡大する（または新たに始める）事業について、設備投資等を実施した後に、どれだけの成長が見込めるかとその根拠を記載してください

⑥継続性

〇〇については、長年の固定客がついており、更なる顧客拡大も可能な状況である。◆◆は百貨店と連携した〇〇イベントへの出品など、新たな顧客獲得に係る広告宣伝についても重点的に実施していく予定。提携店とは△△年間の供給契約

	を締結できる見込みである。 売上げの目標　R6・・・〇〇千円　R7・・・△△千円　R8・・・□□千円 新顧客の目標　R6・・・〇〇人　R7・・・△△人　R8・・・□□人 広告宣伝費推移　R6・・・〇〇千円　R7・・・△△千円　R8・・・□□千円 本補助金により設備投資等を行い拡大する（または新たに始める）事業について、設備投資等完了後も継続して実施できる根拠と、継続させるため何を行うかを記載してください。 ⑦事業効果 自社の生産量を拡大し、新たな販路拡大を図っていくことにより雇用の創出が図られるとともに、対馬の知名度アップにもつながる。また、地元水産品の使用により漁業者の所得向上も図られる。
事業内容と県計画との整合性、基本方針との関連性	長崎県計画の対馬地域「民間事業者等の創業・事業拡大等の促進」における、地域の基幹産業の発展に資する事業に関連する事業であるとともに、KPI①～④の達成に資する事業である。 長崎県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画（長崎県計画）に、地域社会維持に関して各分野における課題やKPI（重要業績評価指標）が示されています。計画中のどの課題解決に資するか等、どのKPI達成に資するかを記載してください。

（※1）交付決定予定日から実績報告書提出予定日までの日付を記入してください。**複数年度事業（年度を跨ぐものを含む）の場合、事業開始日は初年度の交付決定予定日を、事業終了日は最終年度の実績報告書提出予定日を記入してください。**

（※2）申請区分が「創業」の場合で代表者が離島地域に居住する場合、代表者を人数に含めてください。

（※3）最も合致する基準項目を一つ選択してください。

（※4）申請区分が「事業拡大」の場合、既存事業と新たに拡大する事業の内容をそれぞれ明確に記入してください。

複数年申請の場合は、コピーして貼り付けるなどして、年度毎に1枚作成してください。

3. 令和6年度に係る交付対象経費明細（※1）

費　目	交付対象経費（単位：円）		経費の内訳
	（消費税込）	（消費税抜）	
(1) 設備費又はこれに係る減価償却費		5,234,567	作業台、シンク、搾汁機、真空包装機、大型冷蔵庫等
(2) 改修費又はこれに係る減価償却費		3,000,000	加工場改修（排水整備等）
(3) 広告宣伝費		350,000	ホームページ制作
(4) 店舗等借入費		960,000	加工場家賃（80,000 円／月）×12 月
(5) 人件費（※2）		5,800,000	常勤雇用　25 万円/月×10 月×2 人 パート1000 円/時×80H×10 月×1 人
(6) 研究開発費		600,000	新商品開発費
(7) 島外からの事業所移転費			
(8) 従業員の教育訓練経費			
(9) 感染防止対策費			
合　計		15,944,567	

消費税課税事業者である場合は、消費税は補助対象外となりますので、消費税抜の列に記載してください。消費税非課税事業者である場合は、消費税も対象となりますので、消費税込の列に記載してください。
申請時点で消費税非課税事業者であり消費税を補助対象とした場合でも、補助対象年度の期間が属する申請者の事業年度（個人事業者は1月～12月、法人の場合は決算期）に消費税課税事業者となった場合は、消費税分について返還が発生しますので注意してください。

様式第 3 号（収支予算書）と整合させて下さい。

（※1）当該会計年度の経費を記入してください。**複数年度事業（年度を跨ぐものを含む）の場合、事業計画期間における全ての経費を会計年度ごとに作成することとし、次年度以降の交付対象経費については「7. 事業計画期間に係る経費」に記入してください。**

（※2）人件費の内訳は、「常勤雇用」「非常勤雇用」「パート・アルバイト」のいずれにあたるのかを明確にした上で積算金額（単価、人数、月数（日数）等）を記入してください。

４－１．事業計画に係る資金計画（令和6年4月～令和7年3月）

事業に必要な資金		金額（千円）	資金調達の方法	金額（千円）
設備資金	作業台、シンク	1,358	(1) 自己資金	1,959
	搾汁機、真空包装機	3,300		
	大型冷蔵庫	1,100	(2) 金融機関からの借入①	3,000
	加工場改修（排水設備等）	3,300		
			(3) その他（親族からの借入、本交付金以外の補助金等）	0
			(4) 本交付金（補助金）	12,000
			＜補助金交付までの手当＞	
			自己資金	2,000
	（小　計）	9,058	金融機関からの借入②	10,000
運転資金	広告宣伝費	385	その他（親族からの借入等）	
	加工場賃料	1,056		
	人件費	5,800		
	試作品開発	660		
	（小　計）	7,901		
合　計		16,959	合　計	16,959

交付金（補助金）以外の資金について、金融機関からの借入予定がある場合に記載してください。

交付金（補助金）が支給されるまでの間、どのように資金を調達するのか記載してください。

（※）事業開始予定日から一年間程度の資金計画を記入してください。

（※）「事業に必要な資金」の合計額と「資金調達の方法」の合計額が一致するように記入してください。

（※）資金調達の方法に「金融機関からの借入」がある（予定している）場合、次頁「４－２．金融機関からの借入金の調達状況」の該当する箇所にチェック（✔）してください。

（※）本事業実施にあたり、本交付金以外の補助金（国、都道県、市町村）の支給を受ける（予定）／受けている場合、「４－３．他の補助金等の利用状況」を記入してください。

一致させてください。

４－２. 金融機関からの借入金の調達状況

■上記「(2) 金融機関からの借入①」に係る資金 【金額: 3,000 千円】

✔	金融機関からの借入金に係る調達状況等
	既に調達済み（本事業の採択を前提に融資の確約を得ている場合を含む） 金融機関名:
	未調達（以下①～③の中から具体的な状況に✔をつけてください）
✔	① 本事業計画期間中に調達できる見込み（既に金融機関に相談しており、具体的に調達のめどが立っている） 金融機関名:●●銀行〇〇支店
	② 本事業計画期間中に調達できる見込み（既に金融機関に相談しているが、まだ調達の目途は立っていない） 金融機関名:
	③ 将来的に調達する見込み（未だ金融機関に相談していない）
	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金を申し込む（予定）

■上記「(4) 本交付金(補助金)」の「金融機関からの借入②」に係る資金 【金額: 10,000 千円】

✔	金融機関からの借入金に係る調達状況等
	既に調達済み（本事業の採択を前提に融資の確約を得ている場合を含む） 金融機関名:
	未調達（以下①～③の中から具体的な状況に✔をつけてください）
	① 本事業計画期間中に調達できる見込み（既に金融機関に相談しており、具体的に調達のめどが立っている） 金融機関名:
✔	② 本事業計画期間中に調達できる見込み（既に金融機関に相談しているが、まだ調達の目途は立っていない） 金融機関名:●●銀行〇〇支店
	③ 将来的に調達する見込み（未だ金融機関に相談していない）
✔	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金を申し込む（予定）

（※）複数金融機関、あるいは同一金融機関から複数回融資を受ける場合は、それぞれの状況がわかるように記入してください。合計金額が「4. 事業計画に係る資金計画」の「金融機関からの借入」金額と一致するように記入してください。

４－３．本事業に係る他の補助金等の利用状況

国の補助金等<1>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年　月　日
国の補助金等<2>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年　月　日
都道県・市町村の補助金等<1>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年　月　日
都道県・市町村の補助金等<2>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年　月　日

本補助金による設備投資や従業員増員で拡大する部門において、他の補助金を利用する場合は、その補助金について記載してください。

5.　事業スケジュール

具体的な事業内容	
1年目 （令和6年度）	令和6年 4月　加工場改修、ホームページ制作 6月　3名雇用（常用2名、ﾊﾟｰﾄ1名）、新規雇用者への実務研修開始 7月　加工開始 8月　販売開始 秋以降　新商品開発開始、展示会・商談会等へ出展
2年目 （令和7年度）	令和7年 既存商品の増産 展示会・商談会等のイベントに出展（臨時雇用1名） 新商品販売開始
3年目 （令和8年度）	令和8年 既存商品の増産 加工場に（常用）1名雇用 展示会・商談会等のイベントに出展 オンライン広告宣伝・販売を強化
4年目 （令和9年度）	
5年目 （令和10年度）	

（※）1年目は交付決定日から1年間程度の事業内容を記載してください（2年目以降も同様）。

（※）本交付金の事業計画期間が1年間であっても3年間の計画を策定してください。事業計画期間が3年を超える申請の場合は5年間の計画を策定してください。

6. 業績評価指標及び雇用達成計画

業績評価指標	事業実施にあたり、以下のいずれかの業績評価指標を設定（✔）してください。	
		① 付加価値額（営業利益、人件費、減価償却費の合計額）
		② 経常利益
	✔	③ 売上高

（単位：千円）

業績評価指標達成計画（※）	直近年度 R5 年 1 月～R5 年 12 月期	1年度目 R6 年 1 月～R6 年 12 月期	2年度目 R7 年 1 月～R7 年 12 月期	3年度目 R8 年 1 月～R8 年 12 月期	4年度目 年 月～年 月期	5年度目 年 月～年 月期	6年度目 年 月～年 月期
① 付加価値額							
（営業利益）							
（人件費）							
（減価償却費）							
② 経常利益							
③ 売上高	62,500	71,575	118,250	125,500			

営業利益、人件費、減価償却費の合計です。

事業者の整理がしやすい月で区切って構いません。（決算期、自治体の会計年度等）

（※）上記「業績評価指標」で設定した指標（①～③のいずれか）について、数値目標を記入してください。なお、指標は補助金収入を除いた金額としてください。

雇用達成計画	直近年度 R5 年 4 月～R6 年 3 月末	1年度目 R6 年 4 月～R7 年 3 月末	2年度目 R7 年 4 月～R8 年 3 月末	3年度目 R8 年 4 月～R9 年 3 月末	4年度目 R9 年 4 月～R10 年 3 月末	5年度目 R10 年 4 月～R11 年 3 月末	6年度目 R11 年 4 月～R12 年 3 月末
特定有人国境離島地域全体における雇用者数	5 人 （五島市 3 人） （壱岐市 2 人）	8 人 （五島市 3 人） （壱岐市 3 人） （対馬市 2 人）	8 人 （五島市 3 人） （壱岐市 3 人） （対馬市 2 人）	9 人 （五島市 3 人） （壱岐市 3 人） （対馬市 3 人）	9 人 （五島市 3 人） （壱岐市 3 人） （対馬市 3 人）	9 人 （五島市 3 人） （壱岐市 3 人） （対馬市 3 人）	9 人 （五島市 3 人） （壱岐市 3 人） （対馬市 3 人）
うち、雇用機会拡充支援事業における雇用者数	0 人	3 人 （壱岐市 1） （対馬市 2）	3 人 （壱岐市 1） （対馬市 2）	4 人 （壱岐市 1）			

事業計画期間が単年度内の場合、P36 の「雇用創出人数」と直近年度の「うち、雇用機会拡充支援事業における雇用者数」の合計数を記入する。

P36 の「うち、特定有人国境離島地域全体における雇用者数」と同じ

各年度4月から3月で記載して下さい（第 2 回公募の場合も同様）。雇用者数に関しては6年度目分までの数値を記載して下さい。

7. 事業計画期間に係る経費**※複数年度にわたる事業計画については、2年度目以降を記載**

（単位：千円）

	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目
設備費又はこれに係る減価償却費	（内訳） **加工場設備** **1,234** **絞汁機等** **3,000** **冷蔵庫** **1,000**	（内訳）	（内訳）	（内訳）	（内訳）	（内訳）
（小 計）	**5,234**					
改修費又はこれに係る減価償却費	**（内訳）** **加工場改修** **3,000**	（内訳）	（内訳）	（内訳）	（内訳）	（内訳）
（小 計）	**3,000**					
その他 広告宣伝費 店舗等借入費 人件費 研究開発費 事業所移転費 教育訓練費 感染防止対策費	**7,710**					
合 計	**15,944**					

特定有人国境離島地域等一覧

都道県	市町村	対象となる区域
北海道	礼文町、利尻町、利尻富士町	**礼文島、利尻島**
	奥尻町	**奥尻島**
東京都	三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村	**三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島**
	小笠原村	**小笠原諸島**
新潟県	佐渡市	**佐渡島**
石川県	輪島市	**舳倉島**
島根県	隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村	**島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島**
山口県	萩市	**見島**
長崎県	対馬市	**対馬、海栗島、泊島、赤島、沖ノ島、島山島**
	壱岐市	**壱岐島、若宮島、原島、長島、大島**
	佐世保市、小値賀町、新上五島町、五島市、西海市	**宇久島、寺島、六島、野崎島、納島、小値賀島、黒島、大島、斑島、中通島、頭ヶ島、桐ノ小島、若松島、日島、有福島、漁生浦島、奈留島、前島、久賀島、蔥小島、椛島、福江島、赤島、黄島、黒島、島山島、嵯峨ノ島、江島、平島**
鹿児島県	薩摩川内市	**上甑島、中甑島、下甑島**
	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町	**奄美群島**
	西之表市、中種子町、南種子町	**種子島、馬毛島**
	屋久島町	**屋久島、口永良部島**
	三島村	**竹島、硫黄島、黒島**
	十島村	**口之島、中之島、諏訪之瀬島、平島、悪石島、小宝島、宝島**